

沖縄本島 ダイビング高圧ガス協会 会則

2023年 2月21日 制定

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、沖縄本島ダイビング高圧ガス協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は以下の項目を目的に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県におけるダイビング高圧ガス産業の維持と発展
- (2) 沖縄県におけるマリレジャー産業の健全な発展への貢献
- (3) 会員間の情報交換と親睦

(公告方法)

第3条 当会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関)

第4条 当会の機関として総会及び理事による理事会を置く。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 当会は、次の2種の会員をもって構成する。

- (1) 正会員：原則として、沖縄本島内に住所又は事業所を置き、当会の目的に賛同して入会したダイビング用高圧ガス充填販売事業者。
- (2) 賛助会員：当会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第6条 当会の成立後、会員となるには、当会所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 正会員、および賛助会員は本団体に対し経費を支払う義務を負うものとし、正会員、賛助会員それぞれは理事会にて定められた額の入会金と年会費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第8条 当会は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所、又は会員が当会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 退会の申し出。ただし、退会の申し出は1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、理事会の承認をもって退会することができる。

(2) 解散

(3) 会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

2. 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。

3. 入会金及び年会費、その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総会

(招集)

第10条 当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事（副会長）がこれを招集する。

3. 総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議決権)

第12条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 正会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書にこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分と余剰金の贈与

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの会則で定める事項

(決議の方法)

第14条 総会の決議は、法令又は会則に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席、もしくは委任状により、当該正会員

の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 会則の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の決議の省略)

第15条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 正会員は、当会の正会員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第17条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長並びに議長が指名する正会員1名が署名又は記名押印して10年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第18条 当会の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第19条 当会の理事は、当会の正会員の中から選任する。ただし、必要がある場合は、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第20条 当会に監事をおく場合の員数は、2名以内とする。

(監事の資格)

第21条 監事は正会員以外の者から選任することを妨げない。ただし、理事又は当会の職員を兼ねることができない。

(代表理事)

第22条 当会に会長1名を置き、必要に応じて副会長2名を置くことができる。会長、副会長は理事会において選定する。

2. 会長は、代表理事とし、副会長は業務執行理事とする。
3. 会長は、当会を代表し会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第24条 当会に顧問を置くことができ、理事会において任期を定めた上で選任する。当会の顧問は、当会の正会員の中から選任する。ただし、必要がある場合は、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2. 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(招集)

第25条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 会長に、事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事（副会長）がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第26条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ず開催することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事（副会長）がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第29条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第30条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事が署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備えおくものとする。ただし、会長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第32条 会長は、毎事業年度に理事会の承認を受けた計算書類、及び、事業報告書を総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当会は、各事業年度に係る計算書、及び、事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第34条 当会は、剰余金の配当はしないものとする。ただし、総会の承認を得て剰余金を贈与することができるものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第35条 当会は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併（合併により当会が消滅する場合）
- (3) 破産手続き開始の決定
- (4) 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第36条 当会が解散した場合に残余財産があるときは、総会の決議を経て、原則として非営利団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

（設置等）

第37条 当会の事務を処理するため、理事会の議決により、必要に応じて当会に事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

第9章 附則

（定款に定めのない事項）

第38条 この定款に定めのない事項については、原則として、すべて法人法その他の法令の定めるところに則するものとする。